

合併協議会だより

発行・編集/相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会 〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 **☎**042-769-8206

合同発行

第4回相模原市・藤野町合併協議会を開催

平成17年10月17日(月)午後1時30分から、藤野町の神奈川県立藤野芸術の家クリエーションホールにおいて、第4回相模原市・藤野町合併協議会が開催されました。

今回の協議会では、相模原市・藤野町合併協議会小川会長が療養中であることから、相模原市・藤野町合併協議会規約により、会長職務代理者である副会長の鈴木藤野町長が議長を務め、第3回合併協議会で継続協議となっていた「相模原市・藤野町合併市町村基本計画(素案)」のほか、「財産の取扱い」、「地方税の取扱い」、「国民健康保険事業の取扱い」などについて協議が行われました。

議事等の内容については、次のとおりです。



協議第10号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画(素案)について(継続協議)

原案のとおり決定

基本計画(素案)については、前回の合併協議会で基本目標や合 併シンボルプロジェクトなどについて、協議がされております。今回、施策体系や財政計画なども加えて計画全体の素案を提案し協議が行われた結果、原案のとおり決定されました。(詳しくは3~6面の素案概要をご覧ください。)

主な意見

藤野町委員

財政計画における積算の条件設定について、普通交付税や特別交付税などは過去の実績値を使用して積算されているが、三位一体の改革など国の動きを反映した額を使用して積算すべきではないか。

事務局

今回、財政計画の作成にあたり、 国の三位一体改革による影響額に ついては、今後の具体的な国の動 きなどが不透明な状況であること から、現時点で想定できる税源移 譲等を考慮し、また、より実態に 合うよう現在の状況を踏まえた上 で推計を行っている。

藤野町委員

藤野町のような人口1万人規模 の地域自治区は、何名の職員が妥 当と考えるか。

事務局

藤野町における総合的な事務所の人数については、これから検討されることになるが、たとえば相模湖町役場の職員数は合併により100数名が90名程度になる。

協議第17号 財産の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 藤野町の財産は、すべて相模原 市に引き継ぐ。なお、基金の取扱 いについては、その設立の趣旨に 配慮し調整する。
- 2 藤野町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原 市に引き継ぐ。

主な意見

藤野町委員

財産区の財産は、貴重な財産で

財金区の

別住位の別住は、資金の別住し

相模原市・藤野町合併協議会

第4回相模原市・藤野町合併協議会を開催・・・・・ 1、2面 相模原市・藤野町合併市町村基本計画(素案)=概要=・・ 3~7面

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

相模原市・津久井町及び相模湖町の合併に伴う神奈川県の支援について・・・・・・・・・・ 7面

相模原市、津久井町及び相模湖町の合併準備の状況について・・・7面

相模原・津久井地域合併協議会(間模原市:城山町)

第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催します・・・ 7面



ある。合併後も地域振興のために 活用されるのか。

財務部会

相模原市と合併する際、財産区 の財産はすべて財産区有財産とし て相模原市に引き継ぐものであり、 合併後も現在藤野町で行っている 財産区の運営と変わりはない。

協議第18号 行政連絡機構の取扱い について

原案のとおり決定

- 1 行政連絡機構及び行政連絡業務 については、合併時は現行どおり とし、合併後新市の一体性を確保 するために、3年を目途に見直し を行う。ただし、行政連絡業務の うち、広報紙の配布については、 自治会運営に支障のないよう配慮 し、合併時に相模原市の制度に統 合する。
- 2 自治会等への運営や活動に対す る助成等は、当面、現行の支援制 度を基本とし、合併後、3年を目 途に見直しを行う。

主な意見

藤野町委員

合併して規模が大きくなり、住 民の声が行政に届かないようでは 困るので、地域ごとに意見が述べ られる場を作っていただきたい。

市民部会

現在、相模原市では広聴活動として、個別の広聴、集会の広聴、あるいは調査広聴を行っており、引き続き合併後の新市でも、住民の意見等はこれらの広聴活動により取り上げていく。

事務局

地域自治区の設置については今 後協議されるが、設置することに なった場合には、地域自治区における地域協議会の役割として、広報や広聴のあり方について検討していく必要がある。

協議第19号 町名・字名の取扱いに ついて

原案のとおり決定

- 1 相模原市の区域内の町(字)の 区域及び名称は、現行のとおりと する。
- 2 藤野町の区域内の字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- 3 藤野町の区域内の字の名称は、 町の意向を尊重する。

主な意見

藤野町委員

今後、地域自治区の設置について協議されることとなるが、来年、合併する津久井町及び相模湖町と同様に地域自治区を設置し、仮に地域自治区が廃止された場合、町名・字名の取扱いはどのようになるのか。

市民部会

地域自治区の推移を見ながら、 町名・字名について決めていきたい

事務局

地域自治区が仮に廃止された場合でも、その名称は残すことができる。

協議第20号 土地利用の取扱いについて

原案のとおり決定

土地利用の取扱い(都市計画区域 及び区域区分等)については、土地 利用の規制の急激な変化を避けるた め、現行のまま新市に引き継ぎ、住

民の意向を踏まえた中で、合併後の 新市において検討する。

協議第21号 上下水道事業の取扱い について

原案のとおり決定

1 水道事業

藤野町の水道事業は、現行のまま 新市に引き継ぐ。

なお、町営簡易水道事業、簡易水 道・小規模水道補助事業及び専用水 道町営化整備事業については、合併 後、それぞれの地区にふさわしい水 道事業のあり方について検討する。

2 下水道事業

- (1) 公共下水道事業受益者負担金 制度については、合併時に相模原 市の制度に統合する。ただし、藤 野町の単位負担金額については、 合併後5年を目途に相模原市の制 度に統合する。
- (2) 公共下水道事業受益者分担金 制度については、合併時に相模原 市の制度に統合する。ただし、藤 野町の単位分担金額については、 合併後5年を目途に相模原市の制 度に統合する。
- (3) 公共下水道使用料については、 原則として合併時に相模原市の制 度に統合する。なお、新市におい て改定時期及び減免規定の見直し を行う。
- (4) 藤野町の農業集落排水事業に ついては、現行のまま新市に引き 継ぐ。なお、合併後、他の生活排 水処理施設整備事業(公共下水道 ・合併処理浄化槽)との調整を図 る。

協議第22号 地方税の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 個人市町民税の均等割及び所得 割の税率については、現行のとお りとし、普通徴収の納期について は、相模原市の制度に統合する。
- 2 法人市町民税の均等割の税率に ついては、現行のとおりとする。 法人税割の税率については、相 模原市の制度に統合する。ただし、 合併年度に限り、不均一課税を実 施する。
- 3 固定資産税の税率については、 現行のとおりとし、納期について は、相模原市の制度に統合する。
- 4 軽自動車税の税率及び納期につ いては、相模原市の制度に統合す る。
- 5 事業所税については、相模原市 の制度を適用する。ただし、合併 年度及びこれに続く5年度に限り、 課税免除を実施する。
- 6 入湯税の税率については、現行 のとおりとし、課税免除について は、相模原市の制度に統合する。

主な意見

藤野町委員

現在、藤野町は都市計画法上非 線引きであるが、都市計画区域及 び区域区分等の取扱いについては、 現行のまま新市に引き継ぎ、住民

の意向を踏まえた中で、合併後の 新市において検討するとされてい る。藤野町において、都市計画税 はずっと適用されないのか。

財務部会

現在、相模原市では都市計画税 が課税されているが、藤野町は都 市計画法上非線引きのため課税さ れていない。今後、都市計画区域 をどうしていくのかと併せて、都 市計画税についても検討していく。

都市部会

平成20年度に神奈川県が、線引 き(=区域区分)の見直しを予定 しており、その方針が平成18年度 に示されることとなっている。今 後、線引きをするかどうかも含め、 県の方針や住民の意見などを踏ま えた中で、新市において検討する。

協議第23号 国民健康保険事業の取 扱いについて

原案のとおり決定

国民健康保険事業の取扱いについ ては、合併時に相模原市の制度に統 合する。ただし、国民健康保険診療 所管理運営事業は、現行のまま新市 に引き継ぐ。

協議第24号 介護保険事業の取扱い について

原案のとおり決定

介護保険事業の取扱いについては、 合併時に相模原市の制度に統合する。

協議第25号 保健衛生事業の取扱い について

原案のとおり決定

保健衛生事業の取扱いについては、 相模原市の制度に統合する。ただし、 一部の事務事業については、地域の 実情を考慮し、現行のまま新市に引 き継ぐ。

主な意見

藤野町委員

食品衛生事業において、神奈川 県保健所では年2回の店舗検査が 実施されているが、合併後の監視 活動はどのようになるのか。

保健所部会

相模原市保健所は、毎年、年度 計画を策定し効率的に監視を行っ ている。合併後の新市におきまし ても、自主管理で協力をいただい ている食品衛生協会と連携を図り ながら、食品衛生管理に関する計 画を策定し監視活動につとめてい

藤野町委員

合併した場合、例えば食品衛生 協会の会員が、相模原市に本部が 移ることなどから協会を脱退して しまい、地域の活性化が図れなく なるのではないか。

牛山アドバイザー

地域自治区の設置については今 後協議されるが、地域の活性化を 図っていくためにも、地域自治区 内に設置される総合事務所を中心

に住民の声を反映させるための仕 組みづくりが重要であり、各種団 体としても今後どのような仕組み づくりをし、どのように行政へ参 画していくかなどを考えていくこ とが重要となる。

協議第26号 補助金、交付金等の取 扱いについて

原案のとおり決定

補助金、交付金等の取扱いについ ては、従来からの経緯、実情等に配 慮して次のとおり調整する。なお、 義務的補助金を除く全ての補助金、 交付金等について、合併後において も補助効果等を踏まえて見直しを行 う。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に 対する補助制度は、統合の方向で
- 2 各市町独自の団体・事業等に対 する補助制度は、合理的な理由が ある場合については、当面現行制 度を認めるが、市域全体の均衡を 保つように原則合併後3年以内を 目途に調整する。

主な意見

藤野町委員

藤野町においては、地域特性な どから行政と町民が一体となって 地域振興に取り組んでいるので、 地域振興団体である「ふじの里山 くらぶ」などへの補助金は、引き 続き補助願いたい。

項

報告第10号 各種事務事業の取扱い について(B・Cランク)その2

第1回合併協議会で決定された「事 務事業一元化の基本方針」をもとに、 専門部会(財務部会、保健福祉部会、 市民部会、経済部会、環境保全部会、 都市部会、土木部会、管理部会、学 校教育部会、生涯学習部会)及び幹 事会で協議(報告)された707項目 の各種事務事業の取扱いについて報 告し、承認されました。

主な意見

Bランク 藤野町委員

現在、藤野町においては、町営

バスを運行しているが、合併後も 現行を下回らないよう検討願いた

都市部会

今後、予定されている東京都市 圏のパーソントリップ調査等の結 果を踏まえて相模原市総合都市交 通計画の見直しを行い、その後、 相模原市バス交通対策基本計画を 改定する中で、具体的に検討する ことになる。

Cランク

藤野町委員

藤野町では、年4~5回程度雪 が降るが、町道の除雪は町で行っ ている。合併後も地域性を考慮し て、生活道路の除雪は実施する方 向で検討願いたい。

藤野町委員

廃校利用など、市民のニーズを どのように把握するのか。

事務局

市民のニーズを把握することも重 要であるが、情報を発信すること も非常に重要である。合併したら 同じ相模原市になるので、市民全 体に対して情報提供していくこと が重要と考える。

O

(1)相模原市・藤野町合併市町村 基本計画(素案)の公表及び意見募 集要領(案)について

相模原市・藤野町合併市町村基本 計画の作成にあたり、広く住民の意 見を反映させるために、素案の公表 及び意見募集(平成17年11月1日か ら同年11月30日まで)を行うことが 決まりました。(詳しくは、7面 の意見募集のお知らせをご覧くださ

(2)藤野町の独自の条例について

第3回合併協議会において協議さ れた「協議第13号 条例、規則等の 取扱いについて」(原案のとおり決 定済)の中で、委員から質問のあっ た藤野町独自の条例件数について、 「藤野町営バス設置条例」、「藤野 やまなみ温泉の設置及び管理に関す る条例」、「藤野町給水条例」など 合計で28本となっている旨の報告が ありました。

(3)今後の協議会開催日程(案) について

第 5 回相模原市・藤野町合併協議 会は、11月7日(月)午後2時から、 相模原市のけやき会館において開催 することが決まりました。(詳し くは、8面の会議開催のお知らせを ご覧ください。)

アドバイザーからの一言

牛山アドバイザー

三位一体改革の進み具合など、な かなか確定しない状況にあるが、こ れらがすべて確定しないと議論がで きないということでは協議も進まな いので、現在、置かれている状況の 中で、議論をしていくことになる。

地域自治区と都市内分権について は、本日も質問が出されたが、地方 分権の時代において、公共サービス を住民と行政が担うことや地域の自 己決定を住民の皆さんと行政が一緒 に行っていくことなどを、この合併 協議の中でも議論していかなければ ならない。特に編入となる規模の小 さな自治体の地域について、きちん と住民の意見反映ができるようにし ていくことや、住民に不都合が生じ ないようにという視点から議論が進 められて、大きな方向性が定められ ていくものと考える。

これらについて、今後は、議会と の関係や市民自治との関係など難し い問題を解決し、制度設計を進めて いく中で、方向性を確定する議論が 行われると考える。

併後のまちづくり計画にご意見をお寄せくださ

相模原市と藤野町が合併した場合の、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資する合併市町村基本計画の素案について、住民の皆様のご意 見を募集します。この計画は、新市のまちづくりを効果的かつ総合的に推進するための基本方針と、それに基づく事業や財政計画について 定めるもので、第4回相模原市・藤野町合併協議会において素案として承認されました。今後住民の皆様からいただいたご意見や、神奈川 県との事前協議の結果を参考に、再度合併協議会において協議され、決定されることとなります。なお、平成18年3月20日に相模原市、津 久井町及び相模湖町が合併することが決定しているため、計画の区域には2町を含むこととしています。 意見の提出方法などについては、7面をご覧ください。

相模原市・藤野町合併市町村基本計画(素案)

第1章 序 論

合併の背景と必要性

(1)総合的・効果的な施策の展開

地方分権の時代を迎え、国や県が市や町の仕事の細部にわたって指示する時代は終 わりました。質の高い行政サービスを提供するため、市や町はそれぞれの地域の課題 に対して、自らの考えと力で解決しなければならなくなっています。

中核市である相模原市は、保健所業務や社会福祉施設の設置許可など、政令指定都 市に次ぐ権限をもって、事務事業を総合的かつ効率的に行っています。

藤野町では、相模原市との合併により、これまで県が行っていた業務のうち中核市 業務は、新市が直接行うことになりますので、総合的に施策を展開することができま す。このように、基礎自治体として権限と責任を持って行政を進めていくことが、地 方分権の時代に相応しい自立都市の構築につながります。

また、合併により基礎自治体としての規模が大きくなることから、地域住民が主体 となって地域の課題を解決する、いわゆる都市内分権がさらに求められます。この合 併を契機として、個性あるまちづくりを実現する都市内分権が促進され、住民自治の 充実が期待されます。

(2)効率的な行財政運営の推進

藤野町では、生産年齢人口と年少人口が共に減少しており、相模原市においても年 少人口は減少、生産年齢人口はほぼ横ばいという傾向を示しています。その一方で、 両市町とも老年人口は増加の一途をたどっています。また、神奈川県では2009年をピ ークに人口が減少に転じると推計するなど、急激な速さで少子高齢化が進んでいます。 税金などを負担する住民が減る一方で、保健・医療・福祉などのサービスを必要と する人が増えることになるので、少子高齢化は将来の財政運営に深刻な影響を与える と考えられます。

-方、国の財政状況や三位一体改革は、地方にも大きな影響を及ぼしており、国庫 補助金や普通交付税などは先行き不透明であり、一層の行政改革が必要です。

合併によりスケールメリットを生み出し、人件費の削減をはじめとした、行政運営 の効率化がさらに求められています。

(3)生活圏の拡大と広域連携

自動車の普及や道路網、鉄道網の整備による交通手段の発達、インターネットや携 帯電話の普及による情報通信手段の発達、経済活動の活発化などに伴い、通勤・通学 や買い物、医療など住民の日常生活の行動範囲は現在の市町村や都道府県の区域を越 えてますます広がっています。

相模原市と藤野町は、津久井広域道路の整備促進に取り組むとともに、図書施設の 相互利用、広報紙の相互掲載、消費生活相談センターにおける広域的な相談業務を行 うほか、津久井郡の一般ごみの一部について、相模原市で焼却するなどの広域連携を 行っています。しかしながら、より効率的な行政運営のため、合併を検討する必要が 生じています。

2 計画作成の方針

(1)計画の趣旨等

合併市町村基本計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づく法 定計画として合併協議会が策定するものであり、相模原市と藤野町が合併した後の新 市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、これに基づい た事業を推進することにより、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に寄与する とともに、市民福祉の一層の向上を図るため策定します。

なお、平成18年3月20日に津久井町及び相模湖町の区域を廃し、その区域を相模原 市に編入することが決定していることから、本計画の区域には津久井町及び相模湖町 を含むこととします。

(2)計画の構成

本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、基本 方針に基づく具体的な施策、財政計画などを中心として構成します。

(3)計画の期間

計画の期間は、平成19年度から平成27年度までの9年間とします。

作成にあたっての基本的な視点

(1)地域全体の将来像の考慮

津久井郡4町は、広域行政組合を組織してごみ処理や消防業務を共同で行うなど、 相模原市と :久井郡4町も図書施設のホ 報紙の相互掲載などの広域的な連携を行っています。また、相模原市と藤野町の間に 位置する津久井町及び相模湖町は相模原市と合併することが決定しており、城山町は 相模原市と法定合併協議会を設置しています。

こうした経緯を踏まえて、本計画は相模原市に編入される津久井町及び相模湖町だ けでなく、城山町を含めた1市4町を一体の地域として捉え、地域全体の将来像や、 まちづくりのあり方を考慮した上で作成しました。

(2)各市町の地域資源の活用とまちづくりの継承

各市町の持つ地域資源を活用し、それぞれが取り組んできたまちづくりを基本的に 継承するという考え方に立ち、各市町の総合計画を反映し作成しました。

(3)相模原市・津久井町・相模湖町新市まちづくり計画との整合

相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に係る新市まちづくり計画(新市建設計画) との整合を図りました。

(4)「まちづくりの将来ビジョン」の反映

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町は、平成16年4月に任意の合 併協議会を設置し、合併した場合のまちづくりの方向性等を「相模原・津久井地域ま ちづくりの将来ビジョン」としてまとめましたが、藤野町においてもこのビジョンを 基本として、1市4町が合併した場合の藤野町地域のまちづくりを「ふじの まちづ くり将来ビジョン」としてまとめています。

本計画は、この2つのビジョンを参考として作成しました。

(5)住民意見の反映

計画作成にあたっては、住民の意見を反映させるため、案の段階から広く住民の意 見を聴取し、これを考慮した上で決定しました。

新市の概況 第2章

1 位置と地勢

新市は神奈川県の北西部、東京都心から概ね30~60kmに位置しており、相模原地域 (合併前の相模原市)と城山町を挟んで津久井地域(合併前の津久井町、相模湖町、 藤野町)からなり、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。

相模原地域は、相模川に沿った3つのなだらかな階段状の河岸段丘からなり、これ らの段丘の間には斜面緑地が連なって、市街地の貴重な緑地としてみどりの骨格を形 成しています。

津久井地域は、県民の水がめである 相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬 湖を抱えており、その周囲や相模川、 道志川、串川の流域に広がる緩やかな 丘陵地には、自然と共生するみどり豊 かな街並みが形成されています。



2 面積

新市の面積は308 94km2で、神奈川県の総面積(2 A15 .68km2)に占める割合は約 12.8%となります。

区分	旧相模原市	旧津久井町	旧相模湖町	旧藤野町	新市
面積(km²)	90 <i>4</i> 0	122 .04	31 59	64 91	308 94

資料:県勢要覧[平成16年度版]神奈川県企画部統計課 (相模原市の面積は行政界変更に伴い修正しています)

3 人口・世帯

(1)人口動向

	区分		国	勢調査人	. 🛮		人口統計
	<u>ь</u> л	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
	人口	478 523	527 269	580 ,901	623 ,781	658 ,114	673 ,606
	伸び率	1	10 2%	10 2%	7 4%	5 5%	-

資料:国勢調査、神奈川県人口統計調査(4月1日現在)

(2)世帯数の推移

区分		国	勢調査世	帯		人口統計
△ 刀	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
世帯数	142 ,199	168 ,191	201 <i>4</i> 58	228 ,348	254 532	272 263
伸び率	-	18 3%	19 8%	13 3%	11 5%	-

資料:国勢調査、神奈川県人口統計調査(4月1日現在)

(3)年齡別人口構成

半成`	17年 年齢別人口	(人)	平成17年 年齡別人口割合						
0 ~ 14歳	15~64歳	65歳以上	0 ~ 14歳	15~64歳	65歳以上				
95 ,526	482 ,578	96 ,088	14 2%	71 .6%	14 2%				
(年齢不詳け今めていたい)									

資料:神奈川県人口統計調査(1月1日現在)

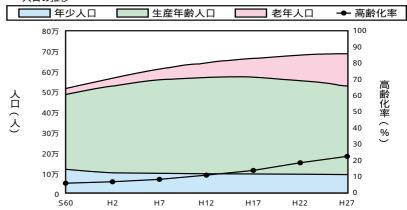
将来人口の見通し

塩平↓□の排計・単位 (↓)

	行不八口のほの・千世(八)			
	区 分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
	総人口	674 ,242	687 ,797	694 <i>A</i> 66
年齡	年少人口(0~14歳)	95 ,526 (14 2%)	93 ,619 (13 ,6%)	88 ,661 (12 ,8%)
齢階層別	生産年齢人口(15~64歳)	482 578 (71 .6%)	466 ,194 (67 ,8%)	448 328 (64 5%)
層別	老年人口(65歳以上)	96 ,088 (14 2%)	127 ,984 (18 ,6%)	157 ,477 (22 .7%)
		·		1441 (4 🗆 4 🗆 7 7

ート要因法により推計(1月1日現在) 平成17年人口は年齢不詳を含むため年齢別人口の合計と総人口は一致しない

人口の推移



第4章 まちづくりの基本方針

1 新市の将来像

新市は首都東京から約30~60kmに位置することから、東部では急速な都市化が進み、首都圏における広域的な役割を担う拠点都市として発展してきました。一方、西部は相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮ヶ瀬湖などにより神奈川県の重要な水源地域となっており、丹沢大山国定公園や県立自然公園に指定されるなど豊かな自然環境を有しています。今後は、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備により、広域的な交流拠点としての更なる発展の可能性が高まっていることから、東部においては様々な交流・活動の場となる中心市街地の活性化を図るとともに新しい拠点づくりに努め、西部においては地域特性を生かした観光や芸術などを通じてやすらぎと憩いの場を提供していくことが必要です。

このため、広域交流拠点としての機能の充実を図りつつ、水源地域を保全・活用し、豊かな自然環境と共生した都市基盤の整備や産業の振興を推進することにより、自然と産業が共存する活力ある地域として更に自立した都市づくりを進めるとともに、住民一人ひとりが主体となり、将来にわたって安心して質の高い市民生活を実現できるまちづくりを目指します。

『自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市 相模原』

~ 森が育む水の力 水がそだてるまちの力 まちにいきづく人の力 地域の力と魅力を活かしたまちづくり ~

2 まちづくりの考え方

地方分権時代にふさわしい新市を創っていくためには、合併による行政区域の拡大に伴い、地域に根ざしたきめ細かなまちづくりを進めることが今まで以上に必要になりますが、都市を経営するという視点に立って、協働と分権によるまちづくりを進めるとともに、効率的・効果的な行財政運営を推進することが不可欠です。

このため、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに関わることによって、地域コミュニティやまちづくりを担う多様な主体の活性化を図り、都市内分権を進めることが重要です。また、市政の計画・実施・評価のすべての段階における市民参加を促進し、市民のニーズが的確に反映された、市民の満足度を高める施策の展開が求められます。さらに、民間活力の積極的な導入やIT化の推進、事務事業や組織体制の見直しなど、最少の経費で最大効果のサービスを提供していく必要があります。

(1)協働と分権

市民一人ひとりが支え育て合う自立した社会を創り、誰もが住みよい地域社会の形成を目指すため、協働と分権の視点に立ったまちづくりを進めます。このため、広報・広聴活動の充実に努め、男女共同参画の理念を踏まえて、市民の市政への参画機会を拡充するとともに、都市内分権を推進します。

(2)効率的な行財政運営

市民一人ひとりが納得しうる質の高い市政運営を行うために、効率的・効果的な行財政運営、職員の資質の向上、情報公開の推進、近隣市町村との連携などに努めます。

第5章 基本目標

基本目標

交通、都市基盤

人、自然、産業、文化…新しい都市の 交流と発展を支える 質の高い交通・都市基盤をめざす

都市の健全な発展と市民生活の利便性や快適性の向上、そして人、自然、産業、文化など様々な交流の架け橋という観点から、骨格となる交通網の強化と質の高い都市 基盤の整備が重要となります。

このため、さがみ縦貫道路、津久井広域道路等の早期整備を図るとともに、鉄道輸送・バスネットワークの強化、新しい交通システムの導入等に取り組むことにより、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網の確立を目指します。さらに、増え続ける自動車交通などを円滑に処理していくため、TDM(交通需要マネジメント)施策の推進に取り組み、交通渋滞の解消に努めます。

また、新市の核としての中心市街地や多様な拠点の形成に向けた基盤整備を図るとともに、水源地域の保全と生活環境の向上のための上下水道の整備や、高度情報化に対応する情報基盤の整備、公園等市民の憩いの場となる空間の整備、美しい都市景観の形成等を進め、快適で魅力ある居住環境の創造を目指します。

基本目標

自然・環境

自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす

新市の西部は広大な森林や清流、湖などみどり豊かな自然環境に恵まれており、神奈川県の重要な水源地域となっています。また、自然と都市の融合や自然と人との共生をまちづくりの基本に、日常的に暮らしの中で自然を身近に感じられるようにすることにより、人々の自然に対する意識をより深いものとすることが求められています。このため、水源涵養、治水、保健休養等の森林の有する公益的な機能に配慮した保全方策を推進するとともに、自然環境に対する意識を啓発し、河川、湖の水質の向上を図るなど、水源地域の総合的な環境の向上を目指します。

また、市街地周辺においても里山、谷戸が残っているほか、相模川などの水辺や斜面林がみどりの軸を形成しており、市街地に残された貴重な平地林である木もれびの森や都市公園、緑地としての農地などと良好なみどりを形成することにより、都市内部でも自然を感じられるうるおいと風格のあるまちづくりを目指します。

さらに、限られた資源を大切にする循環型社会の形成を目指すとともに、廃棄物の 適正処理を目的とした施設整備を行うなど、環境に配慮した取組みを進めます。

基本目標

産業、観光、土地利用

地域経済を支えるために生活・自然環境と調和し、地域特性を活かした産業創生をめざす

新市の活力ある発展とゆとりある豊かな市民生活の実現には、多様な産業の振興と 計画的な土地利用の推進が重要となります。

このため、新たな産業の誘致や大学・研究機関、インキュベーション施設と連携した工業振興に取り組むとともに、生活の核となる個性的・魅力的な商店街の形成を図ります。

新市の各地域の歴史・文化などをはじめとする特性を観光資源として捉え、積極的な情報発信に努め、観光の振興を図ります。特に、水源地域では、水辺環境や貴重な動植物が生息する豊かな自然環境を保全しながら農林業の振興を図るとともに、文化・芸術などの地域特性を活かした観光振興などにより、都市住民が自然とふれあう場を提供します。

また、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた計画的な土地利用を進めるとともに、市街地の高度利用や農業・森林地域での適切な土地利用など、地域の状況に応じた土地利用を図り、良好な居住環境の保全及び創造と秩序ある都市の発展を目指します。

基本目標

教育・文化、保健・医療・福祉、安全・安心 安心して活き活きとした

心の豊かさを育み、安心して活き活きとした 市民生活の実現をめざす

活き活きとした安全・安心な市民生活を実現するためには、心豊かな人づくりや人にやさしいユニバーサルなまちづくりが重要となります。

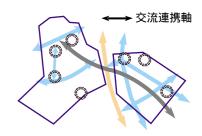
このため、教育環境を充実し、地域固有の自然や歴史、文化などの資源を活用した体験学習や郷土学習を通じてふるさと意識の醸成に努め、人間性豊かな教育の実現を目指します。同時に、市民の自己実現の場としての文化、芸術活動の促進などにより、生きがいや心の豊かさが実感できるとともに、医療機関や福祉施設と家庭、地域とが連携した保健・医療・福祉体制を確立することにより、だれもが安心して生活できる地域社会の形成を目指します。

また、市街地から山間部まで、その地域特性に応じた防災・防犯対策を進め、市民が安全に安心して生活できるまちづくりを目指します。

第6章 合併シンボルプロジェクト

1 地域連結夢プロジェクト

新市の生活や経済の活性化を支え、広域的な交流や情報発信を進めるためのインフラとして、幹線道路の早期実現を図るほか、鉄道網の充実に向けて津久井地域への鉄道の延伸を促進し、新しい交通システムの導入を検討します。これにより、交通の利便性、快適性の向上を推進し、新市の一体化を図ります。



【主な事業】

骨格幹線道路の整備(さがみ縦貫道路、津久井広域道路 など) バスネットワークの充実 新しい交通システムの導入検討

2 市民のオアシスプロジェクト

水源地域の山、川、湖などの優れた自然や地域固有の歴史、風土を守るとともに、人と自然が共生し文化、芸術などと親しめる環境を活用し市民のオアシスとなる空間を創出します。また、都市部においても、市民の憩いの場となる魅力ある快適空間の創出に取り組みます。

【主な事業】

自然に親しむ空間整備事業 (森林ミュージアム・オートキャンプ場・ ハイキングコースの整備、グリーンツ ーリズムの促進 など)

伝統文化の保存活用 (フィールド・ミュージアム など)

地域資源 自然 湖川 共生 森動植物水 スポーツ・レク Jエーション施設 7) 6 住民 ボランティア 地場産業 文化 森林インストラ クター・ガイド 歴史 芸術 伝統芸能 民話 郷土品

3 まち+水源地=産業創生プロジェクト

新市は、まち(都市部)と水源や森林など豊かな自然を併せ持つことから、その特色を生かして観光や産業の振興を図るため、多様なイベントを有機的に連携させ、観光拠点の整備を進めるとともに、特産品を生かした地場産業の振興を図ります。

また、豊かな自然環境や、交通の利便性など首都圏における立地特性等を活かして、 骨格幹線道路の整備に伴う周辺土地利用の 活性化を図り、企業誘致を進めるなど、産 業創生に取り組みます。



【主な事業】

新たな産業の創出事業(企業立地基盤の整備と誘致、産学連携 など) 産業と観光が連携した魅力ある観光地づくり(観光拠点整備推進事業 など)

4 市民キャンパスプロジェクト

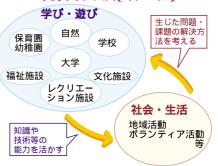
豊かな人間性を育む環境づくりを進めます。子どもから大人まで、あらゆる人が生涯にわたって学習することができる機会を提供することにより、生涯現役時代にふさわしい"生涯学習都市"を目指します。

【主な事業】

生涯学習キャンパスの展開 ((仮称)市民・大学交流センターの 整備など) 生涯学習の新しいネットワークの構築

生涯学習の新しいネットワークの構築 (図書館、博物館、公民館、大学など のネットワーク化)

市民キャンパス(イメージ)



安全・安心なまちづくり

医療

防犯

成果が市民力の

源になる

福祉

教育 防災·消防

保健

安全・安心ネットワークプロジェクト

全ての市民が豊かに暮らせるよう、 安全・安心なまちづくりを進めます。 このため、保健、医療、福祉の充実を 図ります。また、地域コミュニティの 強化を図り、住民自らが地域を守るシ ステムを形成します。

【主な事業】

総合的な保健・医療・福祉施策の推進 ((仮称)北地区保健福祉センターの 整備、特別養護老人ホーム等の整備 促進 など)

防災、消防対策の強化

(地域防災活動の支援、消防施設の整備、防災無線整備 など)

安全・安心なまちづくりの推進

(安全・安心まちづくり推進体制の構築、地域防犯活動の支援 など)

市民力

(市民どうしの絆・

団結・結束力)

行動力・能力

(ボランティアの活力・

高齢者の能力 等)

<u>パートナーシップ・都市内</u>分権プロジェクト

都市内分権(分権型社会)を実現 し、市民や民間団体、企業など地域 社会を構成する様々な主体の協働に よる、自主的、自律的なまちづくり を目指します。

【主な事業】

市民主体の協働によるまちづくり の推進

(さがみはらパートナーシップ推進 指針・都市内分権の推進、コミュ ニティ活動への支援 など)



第7章 施策体系

(1)人、自然、産業、文化…新しい都市の交流と発展を支える 質の高い交通・都 市基盤をめざす <基本目標 交通

さがみ縦貫道路、津久井広域道路等の骨格幹線道路網の早期整備を図るとともに、 鉄道輸送、バスネットワークの充実、新しい交通システムの導入等に取り組むことに より、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網の確 立を目指します。さらに、TDM(交通需要マネジメント)施策の推進により、交通 渋滞の解消に努めます。

また、新市内の連携を強化し、多様で活発な交流による発展を促すための骨格的な 交通網の整備を進めるとともに、自然と調和した人に優しく利便性の高い道づくりに 努めます。

骨格幹線道路網の整備

広域幹線道路の整備促進(さがみ縦貫道路、津久井広域道路 など) 国道、県道の整備促進(国道16号、国道20号、県道46号(相模原茅ヶ崎) など) 幹線道路の整備((都)相原大沢線 など)

(仮称)下九沢大島線の具体化

(都)宮下横山台線延伸の具体化に向けた検討

中央自動車道の整備促進(6車線化、相模湖東出口(オフランプ)の改良促進)

広域交通ネットワークの整備(リニア中央新幹線の建設促進及び駅の誘致 など) 鉄道網の充実(小田急多摩線及び京王相模原線の延伸の促進 など)

藤野駅周辺交通施設整備 TDM(交通需要マネジメント)施策の推進事業

交通バリアフリー基本構想の推進 バスのネットワークの充実 乗合バス路線維持事業 バス利用促進事業の推進

バスターミナル整備事業 駐車場

コミュニティバスの導入検討事業 公共駐車場整備事業(小田急相模原駅北口地区)

自転車駐車場整備事業(南橋本駅) 放置自転車等対策の強化

民間自転車駐車場の整備促進(小田急相模原駅北口地区)

新しい交通システムの導入権 新しい交通システムの導入検討事業

人にやさしい道づくり

歩行者専用デッキ等の整備 交通安全施設整備事業

都市基盤

産業・情報基盤の整備、美しい都市景観の形成、公園整備等を進めるとともに、水 源地域の水環境の保全や生活環境の向上に向けた上下水道の整備等を進め、快適で魅 力ある居住環境の創造を目指します。また、活力ある市街地と水源地域の豊かな自然 とが共存する新市においては、自然環境や文化と調和した質の高い都市基盤整備を進 め、将来にわたって市民が真に豊かな生活を享受することができるまちづくりに取り

上水道の整備推進

簡易水道などの公営化推進

下水道の整備推進

公共下水道整備事業

都市緑化と公園整備の推進

公園整備事業(相模原麻溝公園 など)

緑道ネットワーク化事業 民有地緑化の促進(屋上緑化等助成 など)

良好な住まいづくりの推進

住環境保全・形成支援事業 地区計画や建築協定等の促進

街づくり活動推進条例の推進

美しい都市景観の形成

都市景観形成基本計画の推進 (景観計画の策定)

屋外広告物等の規制、誘導

優良建築物等整備事業(橋本6丁目D地区)

高度情報化基盤の整備推進

情報基盤の整備 住宅対策

市営住宅の整備(田名塩田団地 など)

市営住宅の改善

(2)自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす <基本目標

津久井地域は森林と清流と湖に恵まれた広大で豊かな自然を有しており、神奈川県 の水源地域としても重要な役割を担っています。そのため、森林の持つ価値を再評価 し、市民生活や地域文化、経済活動等を支える貴重な財産であると同時に資源として、 水源地域の自然の保全と活用に努めるとともに、市街地やその周辺に残る貴重な水辺 や緑の保全に取り組み、自然と共存する地域づくりに取り組みます。

また、限られた資源を大切にする循環型社会の形成を目指すとともに、廃棄物の適 正処理を目的とした、南清掃工場の建替え整備などを進めます。

自然環境の保全、創造、活用

木もれびの森づくり事業 境川沿い緑地の保全

清流とホタルの里づくりの促進

水源地域の保全

合併処理浄化槽の設置促進

水源の森林の保全 河川環境の向上

準用河川改修事業(鳩川 など) 都市基盤河川改修事業(道保川)

ビオトープの創出

湖環境の向上

湖の水質改善

環境保全活動の推進

環境情報システムの活用 環境パートナーシップの推進

廃棄物対策の推進

-般廃棄物処理施設整備の推進(清掃工場、し尿処理施設 など) ごみの減量化・資源化施策の推進 (新たな分別回収品目の追加 など) 廃棄物不法投棄防止対策の推進

(3)地域経済を支えるために生活・自然環境と調和し、地域特性を活かした産業創 生をめざす <基本目標

産業

首都圏近郊にあり、豊かな自然環境を有するという立地特性と、高度な技術力を活 かし、新たな産業の創出や企業誘致等を図るとともに雇用機会の増大を目指します。

また、地域特性を活かした産業を振興するとともに、市内での生活の核となる商店 街、商業施設等の活性化や農林業の担い手育成、観光、商業との連携により個性的で 多様な産業の振興を図ります。

活力ある産業の振興

総合的な産業振興施策の推進(産業振興ビジョン推進事業 など)

新たな成長産業の創造(産学連携支援事業 など)

産業支援基盤の整備 (インキュベータの整備)

総合的な物流施策方針の検討

津久井リサーチ・インテリジェントパークエリア整備事業

中小企業の育成

経営安定化と経営革新の支援(中小企業振興資金などの各種融資の実施 など)

人材、技術など経営資源の強化支援(共同研究開発支援事業等)

企業立地の促進及び工業用地の保全と創出(産業集積促進事業の推進)

農林業の振興

新都市農業推進事業 (アグリセンター事業などの拠点事業 など)

農業経営基盤強化推進事業(認定農業者育成事業 など) 環境保全型農業推進事業 農林業後継者・担い手確保対策事業

地場農産物ブランド化促進事業

商業の活性化

特色ある商業地の形成(中心商業地・地区中心商業地形成事業の推進 など) にぎわいのある商店街づくりの支援(商店街活性化の促進 など) 高感度な商業・サービス業の集積 (魅力ある個店づくりの支援 など)

雇用対策の推進と勤労者福祉の充実

無料職業紹介事業

勤労者福祉施策の充実(あじさいメイツの事業支援 など)

津久井地域の四季折々の雄大な景観を育む森林や相模湖、津久井湖、奥相模湖、宮 ヶ瀬湖などの自然資源を活かした観光産業の育成、文化、芸術などの地域特性を活か した観光の振興を図るとともに、都市固有の景観やそこで繰り広げられるイベント、 体験などの都市型観光を推進します。さらに観光拠点の連携を強化し、グリーンツー リズムなど自然体験や交流を通じて多様な余暇ニーズに応えることができる、やすら ぎと賑わいのある観光地づくりを進めます。

観光の振興

商・工・農業と連携した観光産業の推進

観光拠点の整備とネットワーク化の推進 観光振興計画の推進 観光マイスター、観光ボランティアの育成・支援

ITを活用した都市型観光情報の受発信

FC(フィルムコミッション)推進事業 森林ミュージアム推進事業

自然を活かしたレクリエーションの振興 水源地域交流の里づくり事業

ふるさとの森整備事業 三井親水公園整備事業 ハイキングコース整備事業

グリーンツーリズム推進事業 土地利用

民間レクリエーション事業への支援検討

さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた計画的な土地利用を進めるとと もに、中心市街地での高度利用や、新市全体での効率的かつ秩序ある土地利用などに より、良好な居住環境の創造と新たな産業立地も進め、特色ある地域の発展を目指し ます。

計画的で秩序ある土地利用の推進

土地区画整理事業(麻溝台・新磯野地区、当麻地区、東金原地区) キャンプ淵野辺留保地の利用計画の検討

インダストリアルフォレスト計画の推進

特色のある地域づくり

都市再生緊急整備地域(橋本駅周辺地区)の整備促進

中心市街地の整備

市街地再開発事業(相模大野駅西側地区、小田急相模原駅北口地区)

米軍基地対策の推進

相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区の全面返還の推進 一部返還、共同使用の推進

(4)心の豊かさを育み、安心して活き活きとした市民生活の実現をめざす

教育・文化

< 基本目標

豊かな人間性を育むために、ライフステージに応じた教育・学習機会の充実、支援 や学習・文化・スポーツ施設の整備、活用を図るとともに、スポーツ・レクリエーシ

ョンの振興に努めます。また、伝統的行事の継承や文化財などの保護・活用や、芸術 活動の促進などによる市民の自己実現の場の充実に努めるなど、個性ある生涯学習都 市を目指します。

幼児教育の充実及び多様化

幼稚園就園の支援 私立幼稚園預かり保育の支援

私立幼稚園運営の支援

学校教育の充実及び多様化

少人数指導等支援事業 外国人英語指導助手派遣事業

学校の情報化推進事業

特色ある学校教育の推進(国際教育、藤野地域の教育特区 など)

教育相談の充実(いじめ、不登校 など)

学校教育環境の整

小中学校施設整備事業 屋内運動場の整備・改修事業 学校給食施設設備整備事業 藤野地域の小学校統廃合事業

生涯学習の推進

(仮称)市民・大学交流センター整備事業 (仮称)南生涯学習センター整備事業

青少年健全育成環境づくり事業

スポーツ・レクリエーションの振 地域スポーツクラブの育成支援

競技場、スポーツ広場の整備(相模原麻溝公園競技場 など)

中央総合体育館の整備計画の推進

武道館の整備検討 夜間照明設備設置の推進

文化施設の整備及び活用

図書館建設事業 (仮称)南市民ギャラリー整備事業

フォトギャラリーの設置検討 合唱の里づくり事業

が行事、文化財の保護及び活用

遺跡公園整備事業(田名向原遺跡、勝坂遺跡) 小原宿本陣整備事業

中学生海外派遣事業

地域再生プログラム事業

遺跡保存事業(津久井城遺跡、寸沢嵐遺跡 など)

男女共同参画の推進

国際交流推進事業

男女共同参画推進センター運営事業

ドメスティック・バイオレンス防止対策事業

合併市町村振興基金の積立 芸術文化の推進

フィールドミュージアムの推進 ふるさと芸術村構想の推進

保健・医療・福祉

家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、市民誰もが安心して幸せな生活をお くることができるよう、健康づくりや健やかな子育て環境づくりに努めるとともに、 高齢者や障害者の生活支援と社会参加に対して、生きがいと思いやりを持って助け合 う地域社会の形成に取り組みます。

医療費適正化対策の推進 小児医療費助成事業

子育て環境づくりの充実

こどもセンター建設事業 児童クラブ整備事業

認可外保育施設支援事業 待機児童の解消 (保育所の施設整備) 母子家庭等自立・生活支援事業 児童虐待予防・防止体制の整備

高齢者福祉の発

ふれあいセンター整備事業 地域包括支援センター運営事業

特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備促進 高齢者大学運営事業

相談・支援体制の充実 地域生活・自立生活支援施策の充実

障害福祉施設、地域作業所等への支援

地域福祉の充

地域福祉推進事業 (仮称) 北地区保健福祉センターの整備

ボランティア活動促進事業

援護を要する人の福祉の発 要援護者への自立支援事業

健康づくりの充実(市民健康づくり運動推進事業、健康増進事業)

(仮称) 北地区保健福祉センターの整備(再掲)

市街地から山間部に至るまでの災害等に対する基盤整備や、消防、救急救助体制な ど、ハード、ソフト両面の防災対策を推進し、市民の生命と財産を守ります。また、 公害防止対策や地域社会の変容に伴う防犯対策などを進め、市民が安心して生活でき るまちづくりを目指します

防災行政用同報無線整備事業 既存建築物総合防災対策推進事業 飲料水兼用貯水槽設置事業

防災工事(底沢線、阿津増原線)

デジタル地域防災無線の整備事業 防災備蓄倉庫・資機材整備事業 非常用発電設備整備事業

治山・治水対策の推進

準用河川改修事業(鳩川 など)

都市基盤河川改修事業(1級河川鳩川、道保川)

公共下水道 (雨水)の整備

消防体制の整備推進

119番受信・指令システム整備事業 消防庁舎建設事業 消防車両購入事業

デジタル消防・救急無線の整備事業

消防水利整備事業 救急高度化推進事業

防犯対策、交通安全対策の推進

安全・安心まちづくり情報の提供事業

地域防犯活動支援事業(地域防犯リーダーの育成 など)

安全な消費生活の確立

消費生活センターの整備事業 消費生活相談事業

第8章 公共施設統合整備の基本的な考え方

公共施設の整備統合については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性な どにも十分配慮し、地域全体のバランスや地域の特性、さらには財政状況を考慮しな がら検討し、整備を進めていくことを基本とします。

なお、合併に伴い、旧役場庁舎は総合的な事務所として活用し、適切な職員配置や 電算処理システムのネットワーク化など、必要な機能の整備を図ることで、住民サー ビスの低下を招かないように十分配慮するものとします。

第9章 新市における県事業の推進

神奈川県は、藤野町の区域が合併に伴い中核市となることによる事務移管が円滑に 行われるよう協力するとともに、必要に応じて財政的・人的支援を行います。

また、新市のまちづくりが着実に進むよう、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資 する県事業の着実な実施を図るとともに、必要に応じて財政的な支援措置を講じます。

第10章 財政計画

基礎となる数値と考え方

基本的に各市町の平成16年度一般会計の決算額を使用し、過去の決算額の推移を基 に歳入、歳出を見込むこととします。

新市の人口推計を基に、税収などを見込むこととします。

積算の方法(条件設定)

(1)歳入

市税

個人市民税:将来の生産年齢人口(15~64歳人口)の増減により推計します。

法人市民税:実績の増減率により推計します。 固定資産税:実績の増減率により推計します。 事業所税:実績の増減率により推計します。 都市計画税:実績の増減率により推計します。 軽自動車税:人口の増減により推計します。 市たばこ税:実績の増減率により推計します。

上記のほか、税源移譲等による市税の増について見込みます。

地方譲与税・交付金

将来人口の増減や実績の増減率により推計します。

地方交付税

普通交付税は、平成16年度の実績値が継続するものと仮定します。合併算定替 を適用し、合併補正(4ヵ年で152億円)を加算するとともに、合併特例債償 還金相当額の70%を見込みます。

特別交付税は、平成12年度から16年度までの数値のうち、最も少ない額で継続 するものとして推計し、加えて合併財政需要に係る措置(2ヵ年で28億円)を 見込みます。

臨時財政対策債の元利償還金相当額が、普通交付税として交付されるものとし て見込みます。

国・県支出金

扶助費に対する支出金は、扶助費推計値に連動させて推計します。投資的経費に 対する支出金については、歳出の投資的経費に見合った額とします。

また、国庫補助負担金の一般財源化分について見込みます。

市債

投資的経費の財源として見込みます。

その他

繰入金、繰越金のほか、現在、津久井郡広域行政組合が行っている事業に関わる 歳入や中核市移行等に伴う歳入、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を見込み ます。

(2)歳 出

人件費

首長などの特別職は、平成16年度実績値で推計します。

議員報酬は16年度実績値を用い、市町村の合併の特例等に関する法律の規定によ る定数特例を適用するものとして推計します。

-般職の人件費については、現在の津久井郡広域行政組合の人件費分を加算し、 合併後4年間は前年度職員数の1%を減少させることとして推計します。

扶助費

全国の増加率により推計します。

公債費

地方債の償還計画を基に推計します。 物件費

微増で推移すると見込みます。

補助費等 実績の増減率により推計します。

投資的経費

本計画に位置づけた主要事業、及びその他必要な普通建設事業について見込みます。 その他

維持補修費や積立金のほか、現在、津久井郡広域行政組合が行っている事業に関 わる歳出や、中核市移行等に伴う歳出、事務事業の一元化に伴う財政への影響額を 見込みます。

3 財政計画

(単位・百万円)

						(— 1:	T · [[]]]
歳入	市税	地方譲与税 ・交付金	地方 交付税	国・県 支出金	市債	その他	歳入合計
平成19年度	106 ,356	11 547	3 ,746	27 ,319	19 ,441	21 ,710	190 ,119
平成20年度	106 ,029	11 ,536	3 ,786	25 ,591	17 ,637	19 ,187	183 ,766
平成21年度	105 ,664	11 544	3 ,788	24 528	16 ,673	18 ,108	180 ,305
平成22年度	105 ,360	11 564	3 ,859	24 526	16 ,655	19 ,114	181 ,078
平成23年度	105 ,221	11 599	3 ,892	24 ,846	15 ,782	18 ,575	179 ,915
平成24年度	105 ,024	11 ,634	3 ,974	25 ,440	17 207	18 ,786	182 ,065
平成25年度	104 578	11 ,669	4 ,057	25 ,750	17 ,615	18 ,646	182 ,315
平成26年度	104 ,144	11 ,705	4 ,131	26 ,456	17 ,531	20 ,399	184 ,366
平成27年度	103 ,693	11 ,740	4 207	26 280	16 <i>4</i> 57	20 ,825	183 ,202

(単位:百万円)

歳出	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	歳出合計
平成19年度	42 216	30 ,094	19 235	24 ,435	7 826	29 ,816	36 <i>4</i> 97	190 ,119
平成20年度	42 ,073	30 ,936	19 583	24 <i>4</i> 59	7 884	24 504	34 ,327	183 ,766
平成21年度	42 ,136	31 ,694	20 ,630	24 ,483	7 ,934	20 ,606	32 822	180 ,305
平成22年度	41 ,856	32 ,359	20 ,046	24 ,508	7 ,978	21 ,771	32 ,560	181 ,078
平成23年度	41 ,488	32 ,926	20 809	24 ,532	8 ,014	20 ,210	31 ,936	179 ,915
平成24年度	41 ,465	33 ,387	21 ,357	24 ,557	8 ,044	20 ,985	32 ,270	182 ,065
平成25年度	41 ,556	33 ,738	21 ,643	24 ,581	8 ,066	20 ,114	32 ,617	182 ,315
平成26年度	42 ,014	33 ,974	21 264	24 ,606	8 ,081	21 <i>4</i> 51	32 ,976	184 ,366
平成27年度	42 219	34 ,093	20 589	24 ,631	880, 8	20 235	33 ,347	183 ,202

財政計画の用語解説と積算の考え方については 7面をご覧ください。

()財政計画における用語解説と積算の考え方

6面の財政計画には専門的な用語が多く使われていますので、用語の意味と主な積算の考え方について補足して説明します。

<u>歳 入</u> 市税

市民の皆様から納めていただく市の税金で、市民税や固定資産税などのことです。

国と地方の税財政を見直す、いわゆる「三位一体の改革」による税源移譲や個人住 民税の定率減税の廃止などを見込んでいますが、市税全体では、長期的に減少傾向で 推移するものとしています。

なお、本格的な税源移譲が行われるまでの措置(所得譲与税)については、平成19 年度に制度が終了しますので、以降は市税として相当分を見込んでいます。

地方譲与税・交付金

国や県が徴収した税の一部から市町村に配分されるもので、地方譲与税としては所得譲与税や自動車重量譲与税など、交付金としては利子割交付金や地方消費税交付金などがあります。

地方交付税

全ての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるように、所得税などの国税から地方公共団体に交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。普通交付税は、財政力指数(一般財源必要額に対して市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているのかを示す数値)が1.0以上の自治体には交付されません。

18年度に合併した場合、27年度まで合併算定替(合併前の市町が存続したものとして算定される普通交付税額を保証する特例措置)を適用したうえで、現相模原市分については普通交付税の交付を受けないものとし、津久井町、相模湖町分については、国の財政支援措置を加算し、藤野町分については横ばいとして推計しています。

国・県支出金

特定の仕事に対して、国・県から交付される資金のことで、生活保護費や児童手当などの負担金、道路や学校建設のための補助金などがあります。

歳出の扶助費や投資的経費に連動して推計するほか、三位一体の改革(国と地方の 税財政改革)による税源移譲分としての削減分を見込んでいます。

市債

一時的に多額の費用がかかる道路や学校などの公共施設の建設事業に対し、借り入れる資金などのことです。

臨時財政対策債(財源不足を補てんするため、従来地方交付税で配分されていたものを、個々の地方公共団体が地方債を発行して資金調達をするもので、元利償還金相当額については、後年度、地方交付税措置されることになっています)は平成18年度までの制度ですが、今後も地方財源の不足が根本的に解消される要素は少ないことから、何らかの代替措置があるものとして推計しています。

減税補てん債(国の減税政策による地方税の減収分を補てんするための地方債) は、個人住民税の定率減税が廃止される影響を見込んで推計しています。

_ また、1市2町の合併に係る合併特例債の発行を見込んでいます。

歳 出

人件費

議員や職員の給料、期末・勤勉手当、退職金などです。

議員の定数については、市町村の合併の特例等に関する法律に基づく定数特例を適用することとし、19年度から22年度までは津久井町分2人、相模湖町分1人、藤野町分1人を加えて50人とし、23年度以降は現在の市の定数である46人として積算しました。一般職員については、平成22年度までに165人削減するものとして推計しています。

計画案の配布と意見の提出について

3面から6面に掲載した相模原市・藤野町合併市町村基本計画 (素案)に対して、広くご意見を募集します。計画案の全文は下 記で配布していますので、ぜひご覧いただき、ご意見をお寄せく ださい。

配布場所 < 相模原市 > 相模原市・藤野町合併協議会事務局(広域行政推進課)、行政資料コーナー、各出張所、各公民館

<藤野町> 合併推進課、各支所

< 津久井町 > 合併対策室、町政情報コーナー、各支所、 生涯学習センター、文化福祉会館、串川ひ がし会館

<相模湖町> 合併推進課、各公民館、さがみ湖リフレッシュセンター、相模湖交流センター

募集期間 11月1日(火)から11月30日(水)まで

記載事項 必ず住所、氏名、電話番号を明記の上、

該当する個所(どの部分についてのご意見かわかるように、見出し、行数などを明記してください) ご意見とその理由について書いてください。

提出方法 直接持参、郵送、ファックス、Eメールで相模原市・藤野町合併協議会事務局へ(〒229 - 0036 相模原市富士見6 - 6 - 23けやき会館3階 MO42 - 768 - 4066、Eメール kouiki-14@city.sagamihara.kanagawa.jp)

なお、直接持参される場合は、藤野町、津久井町、相模 湖町の各合併担当課でも受け付けます。

注意事項 提出書面の様式は問いませんが、口頭や電話でのご意見はご遠慮ください。なお、合併協議会ホームページ(ht tp://www.sf-gappei.jp)から参考様式をダウンロードできます。

いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。 また、住所、氏名等の個人情報を除き、公開させていただく ことがあります。

扶肋費

生活保護費や児童手当、児童扶養手当など法令に基づいて支給される費用のほか、市町村が独自で行っている施策に基づき支給される費用を含みます。

しばらくは増加傾向が続くものとし、地方公共団体全体での伸び率を用いて、段階的に伸び率が縮減するものとして推計しました。

小信費

建設事業や財源不足の補てんのために借りた市債などの返済金とその利息のことです。現在の返済計画などの条件を当てはめて積算しています。

財政運営の状況を図る指標の一つである「公債費負担比率」に相当する数値を本財政計画の数値を使用して仮に算定すると、各年度13%台後半から15%台後半となります。

公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源(使途が限定されない財源)の一般財源総額に対する割合をいい、この率が高いほど財政運営の硬直性が高まると言われています。

相模原市の平成16年度の公債費負担比率は14.8%、中核市平均は、平成15年度で16.7%(平成17年度地方財政白書)となっています。

物件費

委託料、役務費(通信運搬費、手数料など)、賃金、旅費、消耗品費などの消費的 な経費の総称です。

過去の実績は減少傾向ですが、今後委託料などが増加するものとし、全体では微増していくものと見込んでいます。

補助費等

各種団体や個人に対する補助金、交付金のほか寄付金や保険料が含まれています。 津久井郡広域行政組合は解散するため、その負担金を除いた額で推計しています。 投資的経費

主に、道路や学校、庁舎などの施設の建設、整備に必要となる事業の経費のことです。

主要事業に位置付けた事業の概算事業費や、道路の補修など経常的に必要な経費について積算しています。

参考 (平成16年度の各市町一般会計決算)

歳 入						(単位	泣;千円)
	市税	地方譲与税 ・交付金	地方交付税	国・県支出金	市債	その他	合 計
相模原市	93 ,319 ,881	15 257 220	472 ,182	23 225 244	31 ,041 ,400	19 ,320 ,008	182 ,635 ,935
津久井町	3 338 397	703 ,194	981 ,065	679 ,811	1 207 300	1 ,636 ,601	8 546 368
相模湖町	1 ,022 ,406	240 ,648	944 288	378 ,989	511 ,500	408 ,189	3 ,506 ,020
藤野町	1 ,163 ,922	319 872	1 ,005 ,916	300 ,085	658 ,300	501 ,885	3 ,949 ,980
合 計	98 844 606	16 520 934	3 ,403 ,451	24 584 ,129	33 418 500	21 ,866 ,683	198 638 303

歳出	裁 出							
	人件費	扶助費	公債費	物件費	補助費等	投資的経費	その他	合 計
相模原市	37 ,120 ,274	26 ,403 ,096	35 ,756 ,326	22 262 249	6 ,973 ,341	22 ,309 ,805	26 289 329	177 ,114 ,420
津久井町	2 ,392 ,198	452 ,194	1 220 469	1 ,083 ,247	1 ,364 ,863	749 ,181	992 ,733	8 254 885
相模湖町	914 ,443	144 ,024	675 254	541 ,857	555 ,973	144 ,322	446 ,385	3 <i>A</i> 22 <i>2</i> 58
藤野町	1 ,014 ,585	143 ,681	478 587	473 ,900	573 ,016	451 ,904	606 ,998	3 ,742 ,671
合 計	41 ,441 ,500	27 ,142 ,995	38 ,130 ,636	24 ,361 ,253	9 ,467 ,193	23 ,655 ,212	28 ,335 ,445	192 534 234

(注)市債、公債費は、減税補てん債などの借換えのため、例年より多くなっています。

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会 相模原市、津久井町及び相模湖町の 合併に伴う神奈川県の支援について

神奈川県は、相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町の合併が確定したことを踏まえ、神奈川県が定めた当地域への支援方針に基づき、新市の一体性の確保や行財政運営の安定化のため、市町村合併特例交付金を措置することを決定しました。

この市町村合併特例交付金は、合併準備のための電算システム 統合の経費や合併後の新市のまちづくり事業などに利用すること になります。

市町村合併特例交付金 10億円(9月補正予算額:10月5日県議会議決)

相模原市、津久井町及び相模湖町の 合併準備の状況について

相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町では、平成18年3月20日の合併に向け、合併後の新しい行政サービスなどについて、調整作業を進めています。

今後、住民の皆様に身近な行政サービスや窓口が合併によりどのようになるのかについては、広報紙などによりお知らせをするとともに、相模原市に編入される津久井町及び相模湖町の住民の皆様には、平成18年2月頃にガイドブックを配布する予定です。

また、合併後の新相模原市において、行政サービスを円滑に提供していく上で必要となる電算システムの統合については、これまでに1市2町合わせて約12億6千万円を予算計上し、住民サービスに支障をきたすことがないよう、統合作業を進めています。

相模原・津久井地域合併協議会

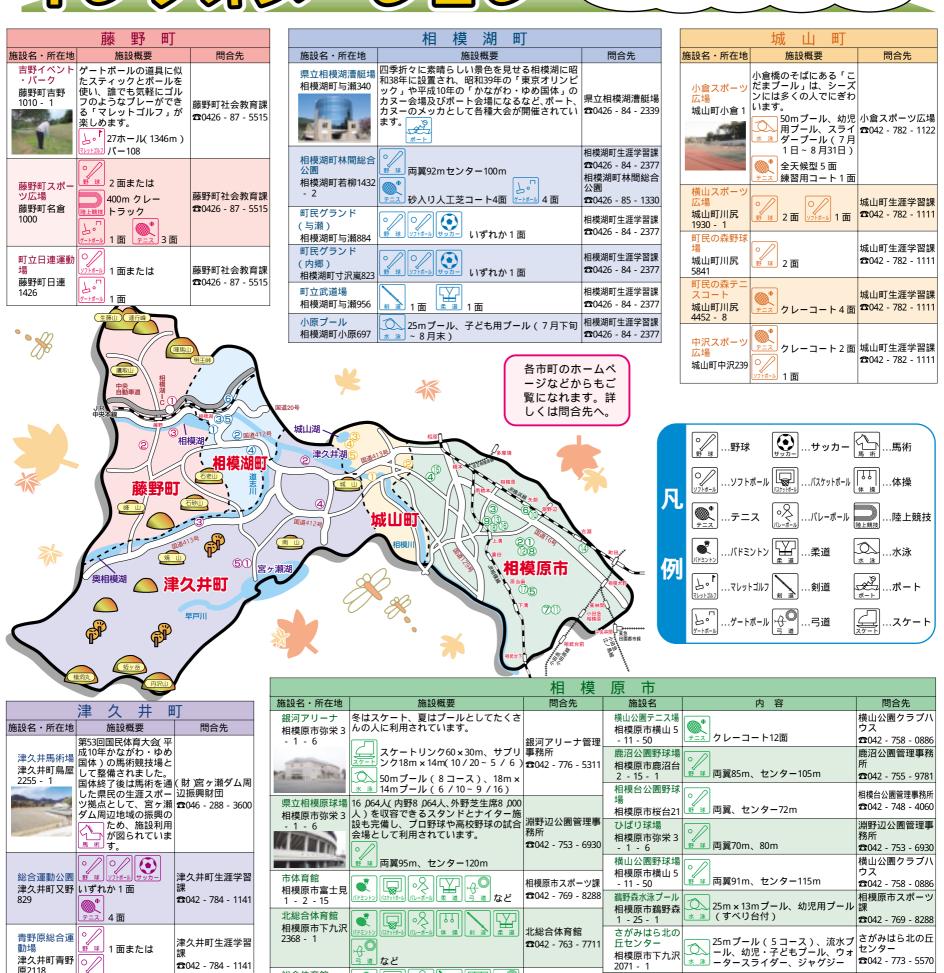
第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催します

平成17年7月10日(日)に開催した第2回相模原・津久井地域合併協議会で、「合併の期日」の採決をめぐり、城山町長より副会長職を辞任する申し入れがあり、合併協議会の開催日程などが決まり次第お知らせすることとしておりました。

平成17年9月14日付けで城山町長より相模原・津久井地域合併協議会会長に対して、「合併協議の延期等」について相談したい旨の文書が提出され、関係市町等で調整を行ってまいりましたが、平成17年11月7日(月)に第3回相模原・津久井地域合併協議会を開催することになりました。詳しくは8面の会議開催のお知らせをご覧ください。

さがみはら・しるやま・つくい・さがみと・めじの

本格的な秋到来! スポーツの秋・芸術の秋・読書の秋…い ろいろな秋がありますが、皆さんはどんな秋をお過ごしです か?今回は、各市町の主なスポーツ施設などを紹介します。



会慧昂催のお知らせ

総合体育館

相模原市麻溝台

鹿沼公園テニス場

2 - 15 - 1

相模原市鹿沼台

相模台公園テニス場

相模原市桜台21

淵野辺公園テニス場

相模原市弥栄3

相模原市・藤野町合併協議会|第5回|

1面または

1面または

ボール 2面

<u>いずれ</u>か1面

2042 - 784 - 1141

津久井町生涯学習

☎042 - 784 - 1141

津久井町生涯学習

23042 - 784 - 1141

動場

原2118

850 -

津久井町青野

串川総合運動

津久井町長竹

鳥屋スポーツ

2305 - 8

津久井町鳥屋 0/

日時:平成17年11月7日(月)午後2時から 会場:けやき会館5階大樹の間 住所:相模原市富士見6-6-23

傍聴:100人(希望者多数の場合は、抽選となり ます。午後1時30分までに同会館4階研

修室にお集まりください)

内容:地域自治区等の設置及び都市内分権 など

相模原・津久井地域合併協議会「第3回」

日時:平成17年11月7日(月)午後5時から

など

L

砂入り人工芝コート4面

☑ クレーコート2面

テニス 砂入り人工芝コート6面

会場:けやき会館5階大樹の間 住所:相模原市富士見6-6-23

傍聴:100人(希望者多数の場合は、抽選となり ます。午後4時30分までに同会館4階研

修室にお集まりください)

内容:相模原・津久井地域合併協議会の取扱いについて

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会 ホームページ http://www.sts-gappei.jp 相模原・津久井地域合併協議会

相模原市横山 5 陸上競技 300mクレートラック

__ 相模原市下九沢

さがみはらグリ

相模原市横山 5

市民健康文化セ

横山公園陸上競

ンター

1872 - 1

-ンプール

総合体育館

2042 - 748 - 1781

鹿沼公園管理事務

☎042 - 755 - 9781

相模台公園管理事務所

23042 - 748 - 4060

銀河アリーナ管理 事務所

2042 - 776 - 5311

ホームページ http://www.st-gappei.jp 相模原市・藤野町合併協議会

ホームページ http://www.sf-gappei.jp お問い合わせ先

〒229 - 0036 相模原市富士見6 - 6 - 23 けやき会館3階 **☎**042 - 769 - 8206 **№**042 - 768 - 4066 E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp



市民健康文化セン

横山公園クラブハ ウス

2042 - 758 - 0886

50m×25mプール(国際公認8コ さがみはらグリー ース、短水路公認16コース)、22 ンプール

m×25m飛込ブール(国際公認) 25m×17mプール(公認8コース)

25mプール(7コース) 相模原市麻溝台 プール、幼児用プール、スライダー 2042 - 747 - 3776